４　月　定　例　教　育　委　員　会　報　告

１　開催日時

平成２７年４月１６日(木)　１３：３０～１４：３０

２　出席者

委　員　永田　政信

松尾　洋子

江口　真由美

野口　哲彦

教育長　溝江　宏俊

事務局　教育次長　山下　健一郎

教育総務課長	西村　隆	教育総務課参事	畑田　憲一
教育総務課参事	松山　敬之	学校教育課長	丹野　平三
学校教育課参事	橋口　智秀	文化振興課長	富浦　保敏
社会教育課長	柳原　寅雄	図書館長	鈴川　章子
教育総務課係長	内野　一嗣		

３　議事結果

《議　案》

第２５号議案　大村市公民館運営審議会委員の委嘱について

第２６号議案　大村市図書館協議会委員の委嘱について

《協議・報告事項》

平成２７年度児童生徒数及び教職員数について（学校教育課）

４　議事録

教育長	ただ今から、平成２７年４月教育委員会定例会を開催します。 本日の会議は、定足数に達しております。 まず、議事日程１前回会議録の承認についてでございます

	が、まだ事務局内の調整が済んでおりませんので、申し訳ございませんが、次回の定例教育委員会以降に承認いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 次の議事日程２、教育長報告につきましては、今回は特にございませんので、ご了承願いたいと思います。 次に、議事日程３、第２５号議案を議題といたします。事務局からの説明をよろしくお願いします。
社会教育課長	社会教育課分でございます。第２５号議案、大村市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。社会教育法第３０条の規定により、大村市公民館運営審議会委員の委嘱について教育委員会の審議を求めるものでございます。 委員の氏名等は、記載のとおりでございます。委員の任期は、大村市公民館条例第４条の規定により、前任委員の残任期間としております。 大村市公民館条例第４条の規定では、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するとされております。 学校教育関係者として委員を委嘱されている西大村中学校、岩松茂委員が平成２７年３月３１日付で退職されましたので、後任として、校長会からの推薦による放虎原小学校長の濵田昌彦氏を委員として委嘱する審議を求めるものでございます。以上が説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長	参考までに、別紙資料で現在の運営審議会の委員を付けております。そこに岩松さんの代わりに濵田先生がという議案でございますが、ご質問は、何かございませんでしょうか。
教育長	それでは、質疑を終結したいと思います。ご意見は、ございませんでしょうか。
教育長	では、採決をしたいと思います。第２５号議案につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
全委員	はい。
教育長	はい、ありがとうございます。ご異議ありませんので、原案のとおり決定することといたします。 次に、第２６号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
図書館長	社会教育課図書館分について、説明いたします。第２６号議案、大村市図書館協議会委員の委嘱についてでございます。 図書館法第１５条の規定により、大村市図書館協議会の委員の委嘱について、教育委員会の審議を求めるものでございます。 委員の氏名は、記載のとおりでございます。委員の任期は、大村市立図書館条例第３条第４項の規定により、前任委員の残任期間としております。 大村市立図書館条例第３条第３項の規定では、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行

	う者並びに学識経験のある者の中から大村市教育委員会が任命するものとされています。 　学校教育関係者として、これまでの委員の萱瀬小学校長、岩本昌弘委員から、中央小学校長の中嶋邦治氏に交代となり、委員として委嘱する審議を求めるものでございます。
教育長	同じように、別紙で現在の委員の名簿を添付させていただいております。 　これに対して、ご質問等ございませんでしょうか。
教育長	よろしいでしょうか。 　それでは、質疑を終結します。これに対して、ご意見等は、ございませんでしょうか。
教育長	ございませんようですので、採決をいたしたいと思います。 　第２６号議案につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ありませんので、原案のとおり決定することといたします。 　定例会に付議する議案は、以上でございます。

◎協議報告事項として

学校教育課参事から、平成２７年度児童生徒数及び教職員数について報告があった。

◎自由討論として

入学式への出席、教育長の職務代理者、教委連合同理事会への出席者、学校におけるＡＥＤの研修及び小学１年生の黄色の帽子について意見が述べられた。

○次回以降の定例教育委員会開催の確認

５月定例教育委員会　　５月１４日（木）　１３時３０分～

教育長	協議・報告事項等は以上です。 　これをもちまして平成２７年４月教育委員会定例会を終了します。１４：３０